

沖縄県立中部病院内売店事業委託者の選定に係る募集要項

沖縄県立中部病院（以下「当院」という）内における売店事業運営において、入院患者や外来患者およびその家族、職員等（以下「患者等」という）に今まで以上に満足していただけるように、より良いサービスを提供できる熱意のある事業者を公募します。

1 事業内容

沖縄県立中部病院内売店事業委託者の選定

2 建物概要

施設名：沖縄県立中部病院

所在地：沖縄県うるま市字宮里 281 番地

許可病床数：559 床

平均患者数：令和元年度 入院 522 人/日、外来 877 人/日

職員数：1,517 人（令和元年 12 月現在、委託職員等含む）

3 応募概要

発注者：沖縄県立中部病院 院長

応募物件：県立中部病院 本館 2 階売店

面積 売店 (33.9 m²) + 倉庫 (24 m²)

※平面図は別添のとおり

使用期間：令和 3 年（2021 年）4 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（60 ヶ月）

※ 上記使用期間には店舗開店に伴う準備期間および退去等の期間が含まれる。また退去に際しては仮店舗を設置し、弁当や飲み物など必要最小限の対応をとること。

使用料：沖縄県病院事業局固定資産管理規程第 23 条に基づき算出した額。

※ 月間売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）の売店事業は 100 分の 6 に相当する額に 100 分の 110 を乗じて得た額

4 参加資格要件

設置者の募集に参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者としします。

- (1) 成年被後見人及び被補佐人ではないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 号各号のいずれにも該当しない者であること
- (3) 同令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと

- (4) 代表者および役員が沖縄県暴力団排除条例（平成23年県条例第35号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当せず、かつ、これらの者と密接な関係ではないことを誓約できること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 沖縄県内において、法人・団体にあたっては本店、支店または営業所等のサービス拠点を有し、個人事業者にあたっては事業実績を有するか、または事業を営んでいること
- (7) 国税および沖縄県税を滞納していないこと

5 応募手続等

(1) 基本的な考え方

出店候補者の選定にあたっては、企画提案方式により提案の内容および応募者の売店等の設置主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を「最優先出店候補者」として決定します。

なお、「最優先出店候補者」と決定されたことをもって売店等の設置が決定するわけではなく、当院との協議により仕様を確定させたあと、行政財産使用許可申請書を提出していただきます。また、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意してください。

(2) スケジュール

一	募集要項の配布（ホームページ上）	令和3年1月15日～令和3年1月29日
二	応募申込み受付	令和3年1月15日～令和3年1月29日
三	質問書受付	令和3年1月15日～令和3年1月29日
四	質問書への回答期限	令和3年2月4日
五	出店企画書受付	令和3年2月5日～令和3年2月12日
六	プレゼンテーション実施	令和3年2月12日（金）
七	最優先出店候補者の決定	令和3年2月19日（金）
八	出店に伴う工事等の調整	令和3年2月下旬～令和3年3月下旬
九	行政財産使用許可手続き	令和3年2月下旬
十	工事着工、出店準備	令和3年4月1日以降（貸付期間の開始）
十一	新規売店オープン	令和3年5月7日（仮）

(3) 受付期間

令和3年1月15日（金）から令和3年1月29日（金）の期間とし、平日の午前9時

から午後5時までとします。ただし、正午から午後1時までの間は除きます。

なお郵送の場合は、申込期間必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出して下さい。郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「売店事業者応募申込書在中」と表記のうえ、連絡先および担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

(5) 提出先

沖縄県うるま市字宮里281番地

沖縄県立中部病院 総務課設備調達係 担当 あて

(6) 提出書類

- ① 応募申込書
- ② 商業・法人登記簿謄本〔原本〕(法人の場合) ※現に効力を有する部分のみ
- ③ 印鑑証明書
- ④ 納税証明書(国および沖縄県税を滞納していないこと)

(7) 応募に関する費用について

本件への応募に要する一切の費用は、応募者の負担になりますのでご承知ください。

6 最優先出店候補者の選定

- (1) 最優先候補者の選定にあたっては公募プロポーザルを実施し、選定委員会が売店運営評価点、社会貢献評価点、当院貢献提案評価点を採点し、これらの総合計点数で最も高く獲得した者を、最優先出店候補者とする。

総合計点 = 売店運営評価点 + 社会貢献評価点 + 当院貢献評価点

①売店運営評価点：

当院が要求する仕様への対応や、売店運営に関する独自提案を評価します。

②社会貢献評価点：

当院の療養環境やアメニティーに関して、当院へ協力できる提案について評価します。

③当院貢献評価点：

審査基準に挙げている項目について、対応可能と回答があるものについて、上記①及び②の各評価点へさらに評価点を加算する。

- (注) 1. 総合計点の最も高い者が2者以上の場合は、社会貢献評価点数+当院貢献評価点を合算し、その合算点数が高い者を最優先出店候補者とします。
2. 審査結果については、速やかに当院ホームページに掲載します。
3. 総合計点が2者以上で、かつ、社会貢献評価点+当院貢献評価点の合算点数も同点者が2者以上になった場合は、後日改めて当事者同士によるくじ引きを実施します。

7 プレゼンテーションの日時・場所

応募者は、上記「6 最優先出店候補者の選定」に挙げた①～③について、プレゼンテーションを行って頂きます。

日 時：令和3年2月12日（金）10:00～15:00

※具体的な時刻は、応募者の状況をみて調整することとします。

場 所：沖縄県立中部病院 本館2階 応接室

留意事項：

- ①プレゼンテーションに関する費用は、すべての応募者の負担とします。
- ②提案書は、A4用紙にて作成願います。
- ③プレゼンテーションは、最大15分とします。（質疑応答5分）

8 設置候補者選定の取消し

最優先出店候補者の選定後、次の各号いずれかに該当する場合は、当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げて選定します。

- (1) 指定期日までに必要な書類が提出されない場合
- (2) 上記「4 参加資格要件」に反することが判明した場合

9 その他

- (1) 申込みのために提出された書類等に記載された情報は、この募集事務にのみ使用します。返却はできません。
- (2) 応募を取り下げる場合には、取下書（任意様式）を提出して下さい。

10 問い合わせ先

沖縄県立中部病院 総務課設備調達係 担当：西平（にしひら）

TEL：098-973-4111

FAX：098-973-4112

E-mail:nishihto@pref.okinawa.lg.jp